

## 第 1 回 第 1 農地部会議事録

日 時 令和3年1月18日（月）午前10時00分

場 所 津市上下水道庁舎 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明 ・4 東海 光政  
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉  
11 清水喜代己・12 海野 要 ・13 内藤 正敏・19 草深 みつよ  
21 坂野 大徹・23 川邊 千秋

以上14名

欠 席 委 員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹

総合支所 河芸：河本主査 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹  
芸濃：清水主査 香良洲：高橋主査

議事録署名者 21 坂野 大徹・23 川邊 千秋

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）



報告案件につきまして、以上で説明を終わります。  
よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございます。  
早速でございますが、議案事項に入らせていただきます。  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。

9ページの議案第3号、番号4から、10ページにあります番号7をご覧ください。

この番号4から番号7までの4案件につきまして、取下げ願が1月15日付で提出されましたので、削除願います。

これは、隣接する住宅地との雨水処理方法を巡る対応について、協議をより慎重に進めるべく一旦取り下げ、改めて申請をしようとするものです。

また、4案件が削除になったことで、11ページにあります合計欄の修正もお願いいたします。

11ページをご覧ください。

合計件数は10件としていただき、合計面積は10,735.98㎡、畑の面積が5,758.98㎡となりますので、訂正をお願いします。

それでは改めまして、7ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 \_\_\_\_\_、面積 5,281㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 6,183㎡、申請地 一身田平野毛無 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 998㎡。

これにつきましては、受人が渡人に農地交換の要望をし、営農を拡大するものです。

番号2、地区 一身田、受人 \_\_\_\_\_、面積 6,183㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 5,281㎡、申請地 一身田平野御堂前 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,157㎡。

これにつきましては、受人が渡人に農地交換の要望をし、営農を拡大するものです。

番号3、地区 上野、受人 特定非営利活動法人 \_\_\_\_\_ 理事 \_\_\_\_\_、面積 21,821㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積 5,781㎡、申請地 河芸町上野山ノ後 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 503㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農を縮小する渡人から、事業所に隣接し、利便のよい申請地を譲り受け、施設利用者に対し福祉の増進に寄与することを目的に、スナップエンドウ等を栽培し、リハビリテーション農場として使用するものです。

番号4、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_、面積 64, 194 m<sup>2</sup>、渡人 \_\_\_\_\_、面積 3, 894 m<sup>2</sup>、申請地 芸濃町萩野前興 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 489 m<sup>2</sup> 外3筆、合計面積 3, 894 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は4件、合計面積は6, 552. 00 m<sup>2</sup>で、その内訳は、田が6, 055 m<sup>2</sup>、畑が497 m<sup>2</sup>でございます。

番号3につきましては、営利を目的としない法人が社会福祉事業を行い、業務運営に必要な施設として供する場合、一般法人であっても農地を取得することが可能となる案件になります。

許可要件としては、リハビリテーション農場に供される見込みがあるか否かのみを確認することとなりますが、添付されている法人登記事項証明書・営農計画書・これまでの営農状況により、満たしていると考えます。

その他の案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。  
番号1と2、地区 一身田、お願いします。

田村委員 3番、田村です。1月12日に現地確認を行いました。地元推進委員も特に意見なく、事務局説明どおりで問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。この物件、地元推進委員と現場を見ましたが、何ら問題ないということで事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
番号4、地区 安西、お願いします。

片岡委員 9番、片岡です。8日に事務局、委員2人と地元推進委員と現場の確認をいたしましたところ、事務局説明のとおりでございます。確認いたしました。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。  
番号1から番号4について、地元委員から異議なしということでございます。皆さん、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第1号について許可をすることに決定をい

たします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

事務局

8ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 高野尾、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 高野尾町大谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 2, 857㎡。

これにつきましては、株式会社 \_\_\_\_\_ の代表を務める申請者が、自らの農地を活用し、この地域での災害対策の機能強化と、伊勢志摩方面からの観光客促進を目的にし、申請地をヘリコプターの臨時飛行場ほか離着陸場用地として、令和3年6月30日まで一時転用しようとするもので、運行計画としましては、1時間に1回、1日最大で5回、午前9時から午後5時までとなっています。転用する農地は1筆で、面積は2, 857㎡、台帳地目は田、現況地目は畑となります。

なお、現状のまま利用され、雨水処理については自然浸透処理とし、地元自治会等に事業説明がなされており、支障がないものと判断されます。

農地区分は、甲種農地となりますが、一時的な転用となりますことから、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号2、地区 棕本、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本新町 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 485㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、昭和44年頃から、既にこの目的で使用している旨の始末書の提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は3, 342.00㎡で、その内訳は田が2, 857㎡、畑が485㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 高野尾。

田中委員

2番、田中です。1月8日に会長、部会長、それから地元推進委員と事務局とで現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題はないということで、1月15日に高野尾農振協議会で審議したところ、環境問題等につきましていろいろご質問はあったんですが、一時転用ということで問題はないということで、よろしくをお願いいたします。

議長

番号2、地区 棕本、お願いします。

牧野委員	10番、牧野です。8日に事務局とそれから地元推進委員と現地を確認させていただきましたが、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございます。 番号1、2について、地元委員から異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは、異議なしと認め、議案第2号について許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局説明をお願いします。
事務局	9ページから11ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。  番号1、地区 白塚、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白塚町浜新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 29㎡ 外5筆、合計面積 758㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、723.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の95.5%になります。 農地区分は、第3種農地と判断されます。  番号2、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 白塚町小山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 129㎡ 外2筆、合計面積 343㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自らが代表を務める法人の駐車場及び資材置場用地とするものです。 農地区分は、第3種農地と判断されます。  番号3、地区 安東、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安東町桐ノ木_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 3,043㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自己が所有する _____ の隣に位置する申請地に、 _____ に必要な牧草やもみ殻等を置く農業飼料置場用地とするものですが、平成10年頃から、既にこの目的で使用している旨の始末書の提出されており、これを追認しようとするものです。 農地区分は、農用地区域内農地であります。令和2年12月9日に農業用施設用地への用途区分変更が完了しております。  番号4から番号7は取下げとなりましたので、続きまして、10ページをお

願いたします。

番号8、地区 櫛形、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外5名、申請地 産品宮ノ前 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 112㎡ 外9筆、合計面積 1,418㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、656.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の46.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 大里、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 大里山室町天王前 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 62㎡ 外2筆、合計面積 272㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、152.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の56.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 豊津、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町影重浜新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 988㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、482.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 椋本、受人 合同会社 \_\_\_\_\_ 代表社員 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本藤ノ山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,358㎡ 外1筆、合計面積 1,529㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、656.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の42.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 椋本、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本中町 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 108㎡ 外1筆、合計面積 109.98㎡。

これにつきましては、申請地に隣接する宅地を所有する受人が、渡人から申請地を譲り受け、自己所有地への進入路及び庭用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 明、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町忍田八之坪 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目と

も田、面積 1,392㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、677.60㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 香良洲、受人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 香良洲町大新田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 883㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、473.20㎡、パネルの設置率は、転用面積の53.6%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は10件、合計面積は10,735.98㎡、このうち田が4,977.00㎡、畑で5,758.98㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。  
番号1と2、地区 白塚、お願いします。

田村委員 3番、田村です。1と2両方とも、1月8日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局説明どおりで何ら問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。  
番号3、地区 安東、お願いします。

川邊委員 23番、川邊でございます。1月8日に会長、部会長、それで地元推進委員並びに事務局の方と現地調査したわけでございます。別に問題はないですけれども、この該当地につきましては、今も話ありましたように始末書が出ておるような状況でございます。そして高速道路からもよく見えるところでございまして、該当地につきましてはいろいろなものが散乱しておる。一回それをやっぱり片づけてもらう、きれいにしてもらう、こういうことを部会長からもきつく要請をしていただきましたので、そこら辺一つ要望するというを本人に申し上げたわけでございます。また、私たちもこれからも許可されても随時また見ていきますので、またそういうことでひとつよろしくお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。  
番号4から7、取下げでございますが、ちょっと補足して私のほうから説明させていただきますけれども、傾斜地の該当地でございます。これ、渡人それから受人と、それからまた隣接する地権者の方の話合いによって取下げという

ことで、非常にいい判断をしていただいて、また改めて申請をされるということでございます。排水、浸透式というようなことでよく言われますけれども、これからは大雨やゲリラ豪雨があったときにどうするかというふうなことも考え合わせますと、いい判断をされたのではないかなというふうに考えます。

以上、4から7についての見解でございます。

続いて、番号8、地区 櫛形、お願いします。

東海委員 4番、東海です。1月18日に守山会長、太田部会長、川邊委員、地元推進委員、それから事務局3名、業者1名で現地確認をさせていただきました。何ら問題はございませんでした。

以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。  
続いて、番号9、地区 大里、お願いします。

草深委員 19番、草深です。8日に事務局の方、現地確認をさせていただきましたので、何も問題はないと思います。

議長 番号10、地区 豊津。

喜多委員 8番、喜多です。この物件、地元推進委員と現場を見させてもらいましたが、別に何の問題もなくということで、よろしくお願いします。

議長 番号11と12、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。8日に会長はじめ部会長、それから地元委員、それから地元推進委員と私と現地確認させていただきました。事務局の説明どおり、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、12番、これも現地確認させていただきました。今、住宅の隣接のところ、進入道路ということでございましたので確認させていただきましたけれども、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。  
番号13、地区 明、お願いします。

牧野委員 これも8日に現地確認させていただきましたけれども、事務局の説明どおり、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 番号14、地区 香良洲、お願いします。

村澤委員 5番、村澤です。1月5日、現地確認させていただきました。地元推進委員も別に何の問題もないということで、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。  
番号1から14について、地元委員から異議なしという意見でございますが、皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
それでは、異議なしと認め、議案第3号について許可をすることに決定をいたします。  
続いて、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 一身田、借人 株式会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
貸人 \_\_\_\_\_、申請地 一身田中野高飼 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 462㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、338.40㎡、パネルの設置率は、転用面積の73.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安東、借人 \_\_\_\_\_ 有限会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
貸人 \_\_\_\_\_、申請地 安東町東園 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、  
面積 1,128㎡のうち150㎡ 外2筆、合計面積 600㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に令和3年2月28日までの間、賃貸借権を設定し、申請地を \_\_\_\_\_ の道路改修工事のための資材置場用地として一時転用するものですが、この案件につきましては、許可を得る前に既に着工していたところ、地元農業委員の発見により、地権者及び転用事業者に対し厳しく指導し、厳重注意した上で提出されたものになります。

農地区分は第1種農地となりますが、不許可の例外に該当する一時的な利用に供するものだと判断されます。

番号3、地区 大里、借人 有限会社 \_\_\_\_\_ 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
貸人 \_\_\_\_\_、申請地 大里睦合町東豊久野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 991㎡ 外14筆、合計面積 17,906㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、9,240.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の51.6%になります。

なお、草の管理については年3回程度、周りに影響がない程度の除草剤を散布し、雨水排水については、場内に素掘り水路を設けて、北東側にある既設水路に放流する計画となっております。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 椋本、借人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、  
貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町椋本一ツ谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目と

も畑、面積 40㎡ 外1筆、合計面積 720㎡。

これにつきましては、借人は、申請地の西側に店舗を同時に建築予定で、貸人との間に7年間の賃貸借権を設定し、この駐車場用地とするものです。

なお、市の開発許可案件に該当するため、指導要綱が確認され次第、同時に許可書交付となる予定です。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号5、地区 明、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町林墓ノ谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,209㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、591.80㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は20,897.00㎡、このうち田が1,809.00㎡、畑で19,088.00㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。  
番号1、地区 一身田。

田村委員 3番、田村です。1月8日に地元推進委員と現地確認を行いました。特に意見なく、事務局説明どおりですので、よろしく申し上げます。

議長 番号2、地区 安東、申し上げます。

川邊委員 23番、川邊でございます。事務局から話ありましたように、本来でいきますと今日から資材等を置く計画ですが、重機やU字溝等が我々8日に見に行ったとき既に置いてある。本来はおかしいと地元推進委員と話ししておりましたが、きちんと申請してもらったので現況復帰をさせるまではいかないという結論に至りました。これを見つけていただきましたのは、地元の太田部会長であったわけでございまして、事務局と共に処理方法検討し、完了させたということです。

また、一時転用でございますので、今日許可がおりたならば、あとは引揚げが2月28日までの工事着工になっておりますので、そのまでこちらも随時追跡して現況復帰しておるかどうか見ていきます。ですから、この件については許可のほうはよろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。  
今、報告ありました。私の町内でございますので、見つけざるを得ないということで私もおかしいなと思ったわけでございます。ありがとうございます。  
番号3、地区 大里、申し上げます。

草深委員 19番、草深です。8日に会長、部会長、事務局の方、地元推進委員の方みんなで一応確認はさせていただきまして、説明も相手方から聞かせていただきまして、一応許可させていただくように申請、確認は取らせていただいたんですけども、私個人の意見としては、こういう大きなところでこういう業者さんが入る前に何とか手を打つ方法がないかとちょっと思ったところでございます。

議長 ありがとうございます。  
あまりにも条件が良すぎました。立地条件というか非常に恵まれた農地でございます。おっしゃるとおりでございます。  
番号4、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。8日に事務局、それから地元推進委員、それから農業委員とで確認させていただきましたけれども、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 5番、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。これも地元推進委員と農業委員とで確認させていただきました、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
それでは、番号1から番号5について、地元委員から異議なしという意見でございます。  
皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。  
それでは、異議なしと認め、議案第4号について許可をすることに決定をいたします。  
次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。  
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）  
でございます。

番号1、地区 上野、借人 \_\_\_\_\_ 合同会社 代表社員 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町西千里西浦 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 892㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、554.20㎡、一体利用地の原野を含めた全体面積は1,115㎡のうち、パネルの設置率は、転用面積の49.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は田で892㎡でございます。

この案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員のご意見を伺います。  
番号1、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。これ、地元推進委員と順番に見させてもらいましたが、別に何ら問題なしということで、事務局の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 1について、地元委員から異議のない旨のご発言でございます。  
皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは、異議なしと認め、議案第5号について許可をすることに決定をいたします。

次に、別冊でお配りしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で218,457㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,267㎡、契約件数は61件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で7,918㎡、契約件数は4件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で61,128㎡、契約件数は12件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借で1,774㎡、契約件数は1件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で26,020㎡、契約件数は11件でございます。

香良洲地区につきましては、契約はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて315,297㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借を合わせて4,267㎡、合計契約件数は89件、合計面積は319,564㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区23件、河芸地区3件、安濃地区10

件、芸濃地区1件、美里地区3件で合計40件、合計面積は175,064㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で44.9%、面積で54.8%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、該当がございませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件からご審議をいただきます。

整理番号34、35について、\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

この2件について、皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございました。

入室をお願いします。

< 入 室 >

議長

次に、整理番号67から69についてです。\_\_\_\_\_委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長

この3件について、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございました。

入室してください。

< 入 室 >

議長	次に、整理番号 87 についてです。_____ 委員、一時退室をお願いします。 < 退 室 >
議長	この件について、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ありがとうございます。 入室をお願いします。 < 入 室 >
議長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をいただきたいと思えます。 皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	ご意見ないようでございますので、それでは、議案第 6 号について全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。  以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。 以上で、第 1 回第 1 農地部会を終了します。
	午後 10 時 39 分

上記は、第 1 回第 1 農地部会の議事を録したものである。

令和 3 年 1 月 18 日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_